

富津市国民健康保険事業運営協議会会議録

1	会議の名称	令和 8 年度 第 1 回富津市国民健康保険事業運営協議会
2	開催日時	令和 8 年 8 月 6 日（木） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 5 分
3	開催場所	富津市役所 2 階 第 3 委員会室
4	審議等事項	議事 (1) 富津市国民健康保険事業運営協議会会長及び副会長の選挙について (2) 令和 7 年度富津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について
5	出席者	委員 高梨 廣 沢辺 喜美夫 石井 喜美子 能城 美佐子 金井 秀仁 大島 拓二郎 平野 英男 千倉 淳子 諸岡 賛陞 平野 寛明 根田 智也 市長 高橋 恭市 事務局 (市民部長) 高梨 正之 (国民健康保険課長) 吉原 香保利 (課長補佐兼国保資格給付係長) 赤井 聖 (主事) 三浦 愛 (事務員) 山田 洋子 (納税課長) 鈴木 朗 (健康づくり課長) 成田 政勝 (健康づくり係長) 鶴岡 亜沙美
6	欠席者	委員 桜田 伊知郎 熊切 篤
7	公開又は非公開の別	☒ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
8	非公開の理由	
9	傍聴人数	0 人（定員 5 人）
10	所管課	市民部 国民健康保険課 電話 0 4 3 9（8 0）1 2 7 1
11	会議録（発言の内容）	別紙のとおり

赤井補佐	(会議前諸連絡) 資料確認等 それでは、ただ今から、令和８年度第１回富津市国民健康保険事業運営協議会を開会いたします。 本日の進行を務めます、赤井です。よろしくお願いいたします。 恐れ入りますが着座にて失礼いたします。 初めに、運営協議会の成立要件についてご報告いたします。 富津市国民健康保険事業運営協議会の委員定数は、13 名でございます。本日、11 名の委員の方に出席いただいておりますので、その過半数を超えておりますので、本運営協議会は成立いたします。 次に会議の傍聴についてご報告申しあげます。富津市情報公開条例第 23 条第 1 項の規定により、この会議は公開することとなっておりますが、本日の傍聴人はいらっしゃいません。 それでは、お手元の次第に沿って、進めさせていただきます。次第の 2「市長挨拶」でございます。高橋市長からご挨拶申し上げます。
高橋市長	(市長挨拶)
赤井補佐	続きまして、次第の 3「委嘱状交付」でございます。被用者保険等保険者を代表する委員でありました、望月雄介様が、令和 8 年 3 月 31 日に、公益を代表する委員でありました、平野明彦様、三富敏史様が、5 月 12 日に委員の辞職願の提出があり、これを受理いたしました。 委員の欠員が生じた場合につきましては、富津市国民健康保険条例施行規則第 3 条の規定により、欠員を補うため、速やかに後任委員を委嘱することとなっております、公益を代表する委員について、富津市議会に推薦依頼をしたところ、平野英男様、諸岡賛陸様をご推薦いただきました。 また、被用者保険等保険者を代表する委員について、千葉県被用者保険等保険者連絡協議会へ委員の推薦依頼をしたところ、根田智也 様をご推薦いただきました。 委員の任期につきましては、国民健康保険法施行令第 4 条但し書きの規定に、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする、とありますので、前委員の辞職しました日の翌日から任期の残りの期間となります。 それでは、ここで市長から委嘱状を交付いたしますので、新たに委員にご就任いただきました 平野英男様、 諸岡賛陸様、 根田智也様におかれましては、順番になりましたらその場でご起立ください。
高橋市長	(委嘱状交付)
赤井補佐	続きまして、次第の 4「委員及び職員の紹介」でございます。国民健康保険課長の吉原からご紹介申し上げます。
吉原課長	(委員及び職員の紹介)
赤井補佐	続きまして、次第の 5「議事」でございます。 富津市国民健康保険条例施行規則第 6 条に、「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますが、現在、会長及び副会長が不在と

なっております。そのため、会長が選挙されるまでの間、部長が議事進行をさせていただきます。

高梨部長　会長及び副会長が選挙されるまでの間、議事の進行を務めます。皆様のご協力をお願いします。

それでは、協議事項「会長及び副会長の選挙について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

赤井補佐　お手元にごさいます資料の 1 ページをご覧ください。このページには、国民健康保険法施行令の抜粋を記載しております。

第 5 条第 1 項に、「協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」とありますので、会長を、公益を代表する委員の中から全委員による選挙により当選人を決定していただきたいと存じます。

また、同条第 2 項に、「会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された議員が、その職務を代行する。」とありますので、会長が決まりましたら副会長を、同じく公益を代表する委員の中から全委員による選挙により当選人を決定していただきたいと存じます。

高梨部長　事務局の説明が終わりました。選挙といっても色々な方法がありますが、いかがいたしましょうか。

沢辺委員　指名推薦という方法で選出をお願いしたいと思います。

高梨部長　ただ今、沢辺委員から指名推薦という意見が出ましたが、いかがでしょうか。指名推薦に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

高梨部長　はい。ありがとうございます。挙手全員でございます。

それでは、指名推薦の方法による選挙に決定されましたので、どなたか会長の推薦をお願いします。

高梨委員　市議会にて議長を務められるなど、経験豊富な平野英男委員に会長をお願いするのがいいと思いますので、推薦します。

高梨部長　平野英男委員が推薦されましたが他にいらっしゃいませんか。他にいらっしゃらないようですので、平野英男委員を会長に指名し、当選人に決定することで、ご異議ございませんか。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

高梨部長　異議なしと認めます。平野英男委員が会長に選任されました。

続きまして、副会長の選挙に移ります。どなたか副会長の推薦をお願いします。

石井委員	この協議会で経験年数が長い千倉委員に副会長をお願いするのがいいと思いますので、推薦します。
高梨部長	千倉委員が推薦されましたが他にいらっしゃいませんか。他にいらっしゃらないようですので、千倉委員を副会長に指名し、当選人に決定することで、ご異議ございませんか。 賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
高梨部長	異議なしと認めます。千倉委員が副会長に選任されました。 以上、選挙の結果により、会長は平野英男委員に、副会長は千倉淳子委員に決まりました。 それでは、会長及び副会長が決まりましたので、これからの議事進行は平野会長をお願いしたいと存じます。ご協力ありがとうございます。
赤井補佐	会長に選任されました平野英男委員と副会長に選任されました千倉淳子委員は、恐れ入りますが、会長、副会長の席に移動をお願いします。議事に入る前に、平野会長及び千倉副会長にご挨拶を賜りたいと思います。 初めに、平野会長お願いします。
平野会長	それではただいま皆様方のご推挙をいただきまして、国保運営協議会会長に就任させていただきました平野英男です。どうぞよろしくお願いいたします。 国保運営に関しましては、もう既に皆様ご承知のように、長らく厳しい状況を強いられているところでございますけれども、今後しっかりと皆様方と協議を重ねて、適正に運営されるように努めてまいりたいと思いますので、いろんな場面でご指導いただければと思いますよろしくお願いいたします。 それでは以上、簡単ではございますが、会長就任にあたっての私からの挨拶とさせていただきます。
赤井補佐	ありがとうございました。 続きまして、千倉副会長お願いします。
千倉副会長	皆様にご認めいただきまして副会長をやらせていただきます千倉と申します。10年目になりますけれども、皆様のご意見を一生懸命聞いて、一緒にいい議論ができるように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
赤井補佐	ありがとうございました。 それでは、この後の議事進行を平野会長をお願いします。
平野会長	それでは、富津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、次第に沿って、議事進行を務めます。

初めに、報告事項「令和7年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

赤井補佐

報告事項「令和7年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」ご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

お手元にございます、資料の2ページをご覧ください。A3サイズ横向きで、折りたたまれているページになります。この表が令和7年度の富津市国民健康保険事業特別会計決算の歳入になります。また、次の3ページが歳出となります。この資料は、金額を円単位で、令和8年5月末の内容を基に作成しており、令和7年度決算については、市議会での議決前であることから、決算（案）としておりますが、説明の際は、決算と読み上げさせていただきます。

この表の項目についてですが、左から順に、「科目」、「令和7年度予算現額」、「令和7年度決算額」、「決算額から予算現額の差引き額」、「令和6年度決算額」、「令和7年度決算額と令和6年度決算額の比較」、「この後、補足説明を申し上げます部分の目印」、そして一番右には、「項目ごとの説明」を記載しております。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

こちらには、先ほどの資料で補足説明の欄に目印がある部分を抜粋した資料となります。

これからの説明につきましては、この4ページから11ページの資料に沿ってご説明いたします。

初めに、決算の説明の前に、「国保加入の状況」についてご説明いたします。

表にありますとおり、世帯数・被保険者数ともに、前年度と比較して令和7年度は減少しております。

これは、本市人口の減少及び後期高齢者医療制度へ移行すること等により、減少となったものでございます。

続きまして、歳入の決算について、ご説明いたします。

最初に、1款 国民健康保険税ですが、決算額は、8億8,653万9,157円で、前年度と比較して、2,231万1,904円の減額でございます。

なお、決算額については、1人当たりの保険税額及び保険税全体の収納率が、前年度に対し増額となったものの、被保険者数の減少により、前年度決算額と比較して、国民健康保険税の総額は減少しております。

令和7年度の決算収納率については、現年度分が94.55%、滞納繰越分が28.28%となります。

令和6年度と比較して、現年度分が0.03ポイントの増、滞納繰越分が2.96ポイントの減となっております。

市独自の施策として実施しております、就学児以上18歳以下の被保険者に係る国民健康保険税均等割額の減額につきましては、291世帯458人分を対象に、396万6,200円の減額を行い、子育て世帯の負担の軽減を図りました。

次に、5ページをご覧ください。4款 県支出金でございます。

決算額は、31億7,303万8,993円で、前年度と比較して、3億9,276万5,326円の減額でございます。

次に、県支出金のうち、普通交付金ですが、これは、保険給付費にかかる費用に対して交付される交付金で、1人当たり給付額の減及び被保険者数の減少により、保険給付費が大きく減額となったことから、交付金も減額となっております。

次に、同じく県支出金のうち、特別交付金の保険者努力支援制度分でございますが、医療費適正化等の取組が評価され、獲得した点数と被保険者数に応じて交付される取組評価分と、国保被保険者の健康増進に関する事業である国保ヘルスアップ事業の事業費分に対する交付金で、令和7年度の取組評価分は、各指標のうち、「データヘルス計画の実施状況」と「地域包括ケア推進・一体的実施の取組状況」の項目が満点となったほか、「特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率、メタボ該当者及び予備群の減少率」の項目が125点中85点で県内の平均得点21.39点を大きく上回ったこと等取組が評価され、獲得点数は、県内で1位となりました。

交付額は、先ほど申しましたとおり、獲得点数と被保険者数に応じて決定されるため、被保険者数の減少と1点当たりの交付額が減額となったことから前年度と比較して630万1,000円の減額となっておりますが、1人当たりの交付額では県内で最も多くなっております。

事業費分の交付金については、生活習慣病の重症化予防等の取組に加え、重複・多剤服薬者に対する取組について、対象者を一括抽出するシステムを導入したこと等により増額となったものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

6款 繰入金でございますが、繰入金とは、一般会計、特別会計、基金などの異なる会計間で資金を移動させるもので、国民健康保険事業特別会計から見ると、一般会計から資金を特別会計に移動するため繰入れるお金で繰入金となります。

この繰入金につきまして、本市の国民健康保険事業特別会計では、低所得者に対する保険税の軽減措置により生じた不足分に対する繰入金や、軽減を受ける世帯やその市町村の被保険者のうち高齢者の比率が高い保険者が行う繰入金など国民健康保険法の規定に基づく繰入れを行っております。

繰入金の決算額は、5億1,369万5,022円で、前年度と比較して、6,044万8,975円の減額でございます。

繰入金のうち、財政安定化支援事業繰入金につきまして、国民健康保険税の軽減世帯の割合が高い場合、軽減を受ける世帯の割合が57%以上、又は被保険者のうち高齢の被保険者の割合が高い場合、60歳～74歳の加入者割合が42%以上の場合に繰入れの対象となります。

決算額は、1,854万7,313円で、保険税の軽減世帯の割合が前年度に引き続き繰出し基準の57%を下回ったことにより、前年度と概ね同額となり、約6万円の減額となったものでございます。

国民健康保険基金繰入金につきましては、国民健康保険の健全な運営に資するため、前年度剰余金に国民健康保険基金に係る利子を加算し、県支出金返還金を差し引いた額を積み立てております、基金からの繰入金でございます。

決算額は、1億182万2,000円で、令和7年度は、事業費納付金納付額の減額が保険税の収入額の減額を上回ったこと等により、実質単年度収支の赤字額が減となったことが主な要因として、基金の繰入れが約

4,800 万円の減額となったものでございます。

なお補足としまして、標準保険税率は、※2に記載のとおり、事業費納付金を県に納付するうえで収入不足にならないために必要な保険税率として、千葉県が市町村別に算定するもので、これを下回る保険税率である場合は基本的に赤字の運営となるものです。

令和7年度の千葉県が算定する富津市の標準保険税率は、前年度と同様に市の税率を概ね上回っていますが、被保険者の所得の増加に伴い1人当たり保険税収入額が増加したことから、事業費納付金の減額と比較して保険税の減収が抑えられたものと見込んでおります。

一番下の表をご覧ください。

参考としまして、標準保険税率と本市の税率について、令和7年度と令和6年度を比較しますと、医療分、後期分、介護分ともに、所得割の税率の差が拡大しております。均等割については、医療分、後期分では差が縮小、介護分では超過分が若干拡大しています。

資料の7ページをご覧ください。

歳入総額の決算額でございますが、(b)欄 令和7年度決算額、46億4,876万8,500円となり、令和6年度決算額と比較すると、5億948万1,221円の減となり、その主な理由は、先ほど「4款 県支出金」、「6款 繰入金」でご説明申し上げましたとおり、普通交付金が、1人当たり給付費の減及び被保険者数の減少により保険給付費が大きく減額となったことに伴い交付額が減額となったこと、基金繰入金が、実質単年度収支の改善に伴い大きく減額となったことによるものです。

歳入については以上となります。

引き続き、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

資料の8ページをご覧ください。2款 保険給付費でございます。

決算額は、31億2,018万2,256円となり、前年度と比較して、3億9,209万5,124円の減額でございます。

保険給付費のうち、被保険者が医療機関の窓口で支払った自己負担額の残りにあたる、7割または8割を、保険者である市が負担する療養諸費や、自己負担限度額を超えた部分を給付する高額療養諸費については、1人当たりの保険給付費額が減額となり、併せて被保険者数が減少したことから、それぞれ大きく減額となりました。

1人当たりの保険給付費額が減額となった要因としまして、本市で医療費が高額となっている疾病の令和7年度と令和6年度の医療費の状況を見ますと、がんで約1億600万円、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患で約2,900万円、糖尿病で約800万円が対前年で減となっております。

今申し上げました疾病は、生活習慣病に含まれるもので、これまでに取り組んでまいりました、特定健診の受診率向上の取組、各種がん検診のセット受診の実施や保健指導により、医療費の削減に一定の効果が出てきているものと思われます。

次に、同じく、保険給付費のうち、出産育児一時金でございますが、被保険者が出産した場合に一時金を給付するもので、給付件数が令和6年度から4件の減となったことにより、減額となりました。

なお、出産育児一時金は出産被保険者の属する世帯主に50万円を支給する、または、直接支払制度により医療機関に出産に要した費用を支払うものですが、決算額が50万円未満の端数が生じております。

これは、出産に要した費用が50万円に満たない被保険者がいた場合

に医療機関に直接支払った額と 50 万円との差額を申請により支給しますが、令和 7 年度中に申請がなかったことによるもので、令和 8 年 4 月以降に申請がありましたので、差額分は令和 8 年度予算で支給済みとなっております。

9 ページをご覧ください。次に、3 款 国民健康保険事業費納付金でございます。

この納付金は、千葉県内市町村の国民健康保険被保険者の保険給付費等に充てるため、県が各市町村の所得や被保険者数、1 人当たりの医療費を基に算定する納付金でございます。

市町村が県に納付した事業費納付金は、各市町村が支払う被保険者の保険給付費の財源として普通交付金により交付されます。

令和 7 年度は、千葉県全体の保険給付費の減及び富津市の医療費指数の減による納付金配分比率の減等により約 9,400 万円の減額となりました。

次に、4 款 保健事業費でございます。決算額は、8,210 万 1,619 円となり、前年度と比較して、359 万 127 円の増額でございます。

保健事業費のうち、特定健康診査等事業費につきまして、地区担当保健師等による未受診者への健診受診勧奨訪問や A I を活用して対象者の特性に応じた 7 種類の健診受診勧奨ハガキを送付する等、健診受診勧奨を実施し、受診率は、初めて 50%を超え、過去最高の受診率となる見込みです。

特定保健指導実施率については、国の目標 60%は達成し、昨年度と同等となる見込みです。

なお、令和 7 年度の受診率及び実施率は、令和 8 年 6 月末時点の暫定値であり、特定保健指導実施率は、実施結果の登録が完了することで 73%代となる見込みでございます。

10 ページをご覧ください。5 款 基金積立金でございます。

前年度の剰余金 2,048 万 6,526 円に、国民健康保険基金に係る利子 71 万 668 円を加算し、県支出金の返還金 316 万 4,000 円を差し引いた額を積み立てるもので、1,803 万 3,194 円の決算額となり、前年度と比較して、2,853 万 4,726 円の減額でございます。

なお、令和 7 年度末現在の基金残高は、4 億 3,107 万 7,944 円で、令和 6 年度末の基金残高から 8,378 万 8,806 円の減額でございます。

歳出総額の決算額でございますが、(e) 欄令和 7 年度決算額、46 億 2,506 万 6,840 円となり、(f) 欄の令和 6 年度決算額と比較すると、5 億 1,269 万 6,355 円の減となり、その主な理由は、「2 款 保険給付費」のうち、療養諸費及び高額療養費が、被保険者数の減少及び 1 人当たり給付額の減により大きく減額となったこと、「3 款 国民健康保険事業費納付金」が、千葉県全体の保険給付費の減及び富津市の医療費指数が 2 年連続で減となったことによる納付金配分比率の減等により大きく減額となったことによるものでございます。

次に、11 ページをご覧ください。歳入歳出差引額ですが、歳入決算額の 46 億 4,876 万 8,500 円から歳出決算額 46 億 2,506 万 6,840 円を差引きますと、2,370 万 1,660 円となり、これが歳入歳出差引額となり、同額の剰余金が生ずるものでございます。

なお、単年度収支から基金積立金や基金取崩額を加減算したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標である、実質単年

度収支で見ますと、8,057万3,672円の歳出超過となっております。

また、1人当たりの保険税額は10万5,901円となり、被保険者の所得金額の増加等により、前年度と比較して、4,976円の増額となっております。

最後に、1人当たりの保険給付費額は36万9,439円となり、先ほど申しあげました被保険者の1人当たり受診件数が減少したこと、医療費の負担が大きい70歳以上の被保険者数が減少したこと等により、前年度と比較して、2万4,271円の減額となっております。

なお、1人当たりの診療費は、令和7年度43万7,810円で、前年度と比較して、2万3,139円の減となっており、1人当たりの受診件数は令和7年度18.54件で、前年度と比較して、0.3件の減となっております。

以上で、報告事項「令和7年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」の説明を終わります。

平野会長

事務局の説明は終わりました。何かご質問はございますか。

これ以上意見等もないようですので、次に、本日欠席されている委員からの意見等について事務局の報告を求めます。

赤井補佐

本日欠席されている2名の委員の方に、事前に会議資料を送付し、ご意見やご質問がないか照会させていただいたところ、本日欠席の全ての委員からご意見やご質問がなかったことをご報告いたします。

平野会長

欠席の委員からご意見等なしとの報告がありましたので報告事項については以上とします。

次に、次第の5「その他」ですが、委員の皆様から他に何かございますか。

特にないですか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

成田課長

それでは減塩弁当等についてご説明させていただきます。

富津市では、誰でも健康的なものが手に入りやすい食環境づくりを推進するための取組として、好評だった第1弾、第2弾のコラボ弁当に引き続き、市内の総合スーパーを運営するイオンリテール株式会社と連携し、健康に配慮したお弁当の発売を通じて、減塩・野菜摂取の重要性を食生活改善サポーターの皆さんとともに普及啓発いたします。第3弾のコラボ弁当は9月下旬より市内イオン富津店にて販売を予定しており、現在準備を進めているところです。

また、9月から国の食生活改善普及運動・健康増進普及月間に合わせて、市内コンビニエンスストア・スーパーマーケットと連携し、店舗に減塩や野菜摂取の普及啓発のための掲示やイベントを実施します。

準備が整いましたら、広報等でお知らせいたしますので、ご覧ください。

次に国民健康保険被保険者に対する肥満対策の一つとして、今年度の新規事業として、「運動施設利用助成事業」についてご説明します。

肥満者が県内でも上位であることを受け、該当者の運動習慣のきつかけづくりや運動習慣の定着を図ることを目的とし、ひいては、肥満者の減少を目標に実施するものであります。

特定保健指導対象者に対し、保健師、栄養士の面談をした方で、本人が希望した場合、富津市総合社会体育館のトレーニングルームを1時間利用できる券を5回分、対象者の方にお渡しして利用していただきます。更に、交付した券を全て利用し、60日以内に富津市総合社会体育館のトレーニングルーム月額会員に新規入会した方については、入会登録料500円と1か月分の会費2,000円の計2,500円を追加助成します。資料にはありませんが、今年度新規に肥満者に対する集団の結果説明会を実施しております。

保健指導、栄養指導の強化に加え、運動習慣の促進を図り、肥満者の減少を目指してまいります。
以上になります。

平野会長 他に事務局から何かございますか。

赤井補佐 事務局から3点お知らせがございます。1点目、次回、運営協議会の開催予定をご連絡いたします。

次回運営協議会の開催につきましては、令和9年2月頃を予定しております。

また、その他、緊急に協議会にお諮りする案件が生じる場合があります。いずれの場合も、文書で開催を通知いたしますので、その際は宜しくお願いいたします。

2点目、令和9年度の資格確認書、資格情報のお知らせの発送方法の変更についてお知らせします。

先月中旬に令和8年度の資格確認書、資格情報のお知らせを発送したところでございますが、その際に、来年度から発送方法を変更することについてのチラシを同封しております。

発送方法の変更理由でございますが、資格情報のお知らせは、マイナ保険証をお持ちの方に交付するもので、70歳未満の方に交付するものは、有効期限がないものとなっております。

このため、昨年度や今年度にお送りした資格情報のお知らせについて、記載内容に変更がない場合は、令和9年度以降もご利用いただくことができることから、記載内容に変更がない方については令和9年度から送付しないこととしたものです。

また、資格確認書につきましては、これまでは簡易書留郵便で送付しておりましたが、令和9年度の一斉更新から特定記録郵便に変更します。

この変更により、郵便局職員の手渡しから郵便受けへの投函となりまして、これまで日中不在の方は、ご自宅でお受け取りができず、再配達の手続きや郵便局に直接受け取りに行く等の対応が必要でしたが、郵便受けに投函されますので、日中の在宅状況にかかわらず受け取ることができることとなります。

また、特定記録郵便では簡易書留と同様に、差出人は、郵便物に附番された番号で配達完了を確認することができます。

以上の変更により、資格確認書等を被保険者の皆様に速やかにお届けするとともに、発送費用の低減等を図るものでございます。

3点目、千葉県国民健康保険団体連合会君津支部から各市の国保運営協議会委員への参考図書の配布についてでございます。

千葉県国民健康保険団体連合会では、千葉県の支庁の管轄区域ごとに支部を置き、各支部は、連合会の事業方針に基づき、当該支部区域内の保険者の相互連絡、国民健康保険事業及び介護保険事業の研究調査、諸協議会及び研修会の開催その他共同してその目的を達成するため必要な事業を行うものとしています。

この支部の令和8年度研修事業の一環としまして、君津管内4市の国民健康保険事業運営協議会の委員の皆様、国民健康保険制度に関する参考図書を購入、配布することとなりました。

本日はまだ購入した図書の納品がされておりませんが参考図書が納品されましたら、委員の皆様へ送付いたします。
事務局からは以上です。

平野会長 事務局の説明は終わりました。何かご質問はございますか。

根田委員 すいません私初めて参加をさせていただきまして、非常に富津市の職員の皆様がいろいろな取り組みをされているというふうに感じたところです。

先ほどお話がありましたお弁当や、運動施設の利用といった事業につきましては、多くの方々にしっかりと発信をしていただきたいなと思っております。

というのも我々は被用者保険、働き世代の方々を中心とする健康度を上げるためのいろいろな事業を取り組んでやっているところですが、その取り組みの一つに事業所単位で健康づくりに取り組んでいく、健康経営という事業に今現在力を入れているところです。

この健康経営の事業は、会社全体で事業主を中心として従業員全体で健康づくりをするという取り組みですが、実は今、千葉県、千葉支部におきまして、全支部で比較したときに、千葉支部の事業所の皆様に積極的に取り組んでいただいております。全国で比較したときに、実は令和5年度から令和6年度にかけての伸び数が全国1位です。

おそらく最終結果はまだ出ていませんが、令和6年度から令和7年度の伸び数もおそらく全国1位になるということで、千葉支部の加入事業所においては2年連続で全国1位になるという結果が見込まれています。そういった中で我々も多くの事業所様をサポートさせていただきながら、実はまだ千葉支部に来て4ヶ月目にはなりますが何件か事業所様を訪問させていただいたときに、まだこのエリアの事業所様にはちょっと足を運べてはいないんですが、多くの事業所様から、やはり住んでいる各市町村の事業についてもっと知りたい、例えば特典とか、いい取り組みがあったらぜひ紹介していただきたいなという声が、上がってきたところです。

先ほどご紹介があった取り組みは、非常に健康づくりの意識を高めるために、ものすごくいい取り組みだと思っておりますし、まさにその市民の方々が望んでいる、待っている情報ではないかなと思っております。

そういった観点からいろいろな手法などを使って、広報などをしていただいているとは思いますが、もっと発信できる場所につきましては積極的に発信をしていただきたいなと思っておりますし、我々とししましてもいろいろ協力できる部分につきましてはご協力をさせていただければと思

っておりますので一緒にこの地域の健康度を上げるために一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

平野会長 広報の周知の部分で成田健康づくり課長、何かありますか。

成田課長 積極的に広報に努めて参ります。

平野会長 他みなさんいかがでしょうか。
ご質問等ないようですので、以上をもちまして、令和8年度第1回富津市国民健康保険事業運営協議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。